

5月は消費者月間です

問合せ 消費生活センター ☎271・1111

消費者月間とは？

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

令和4年度消費者月間統一テーマ

考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳にかわり、「18歳から大人」になりました。

大人になると、賃貸住宅の契約やクレジットカードの契約、投資の契約などを一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約を簡単には取り消せなくなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。契約を急がせてきたり、お金を借りるよう勧めてくる相手には、きっぱりと断ることが必要です。

事例1

●SNSの広告で、「お試し500円」というサプリメントを見つけ、1回限りのつもりで注文し代金を支払ったが、頼んだ覚えのない2回目の商品が届き、定期購入になっていたことに気づいた。



★注文前に契約内容や返品・解約の条件をきちんと確認！

通信販売にクーリング・オフ制度はなく、返品・解約については表示されている条件に従うこととなります。低価格を強調するSNSの広告には特に注意しましょう。

事例3

●友人から「投資で稼げるようになるビジネススクールがある」と誘われ、興味を持ち、カフェで代表者から入会条件や成功談を聞いた。「契約時に10万円、月謝で2万円がかかるが、4人紹介すれば月謝は免除される。1人紹介すれば紹介料5万円を払うので元が取れる」と言われた。学生ローンに連れて行かれ、お金を借り入会した。何回かスクールに通ったがもうからずやめたくなり、代表者に伝えたら解約金として5万円を請求された。

★簡単に稼げるもうけ話に注意！

「稼げる」「必ずもうかる」などという、うまい話はありません。誘われてもきっぱりと断りましょう。友人を紹介して契約させると友人を失い、誰も紹介しなければ借金が残ります。最近では、SNSで知り合った人から誘われることもあります。



※ イラストは「消費者庁イラスト集より」

事例2

●求人サイトでエキストラ募集の広告を見て事務所に出了。エキストラとは別に、「オーディションを受けてみないか」と誘われた。合格すれば、ライブやイベントに出演できると説明され、その場でオーディションを受けた。後日、合格の連絡があり、事務所へ行ったところ、高額なレッスン料が必要と言われた。

★「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意！

レッスンを受講しても必ず仕事や報酬に結び付くとは限りません。その場で契約せず、家族や周囲に相談しましょう。アルバイトのつもりで出向いたら、いつの間にかレッスン受講契約の説明になっていたなど、当初の目的と違う場合は、きっぱりと断る勇気を持ちましょう。

「おかしいな!」と思ったら、「消費生活センター」へ

商品やサービスの契約トラブル、製品事故に関する相談、消費生活に関する問い合わせに応じています。

相談日時

- 月～金曜日(来所相談・電話相談) 9時30分～12時、13時～15時
- 土曜日9時30分～12時(電話相談のみ)

持ち物

- 契約書
- 保証書
- 写真

- 購入のきっかけとなった広告やパンフレット
- 保存してある画面やURL、メール
- 契約までの経緯を時系列にまとめたメモ など

消費生活専門弁護士の相談もご利用ください

「債務整理の方法を知りたい」「賃貸アパートの原状回復費用を請求された」など、契約について専門家の意見が聞きたいときはご相談ください(要予約)。

日時 毎月第4金曜日(原則) 13時～17時(相談時間30分)



令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けた取組などをお知らせします！

市ホームページをリニューアルしました！



【リニューアル後トップページ】

このたび、より見やすく、探しやすく、使いやすいホームページを目指して、市ホームページをリニューアルしました。

トップページは、できるだけシンプルな構成とし、大きな画像(写真や動画)を配置して、市の魅力を紹介。ボタンメニューにもイラストや写真を使用して、メニューの先にどのような情報があるのか分かりやすくしました。

また、検索エンジンにはGoogle検索を採用し、検索精度を向上させました。

スマートフォン版ページは、指で操作がしやすいよう、アイコンが大きく、間隔も広くなっています。

今後、より充実したホームページとなるように努めていきます。



市HPはこちら

災害義援金・海外救援金受付状況をお知らせします

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

令和3年8月台風第9号等大雨災害義援金	20000円
令和3年7月大雨災害義援金	4352円
令和3年7月大規模火災義援金	2555円
令和3年島根県松江市大規模災害義援金	2643円
令和3年2月福島県沖地震災害義援金	3056円
令和2年7月豪雨災害義援金	2000円
平成30年7月豪雨災害義援金	2000円

災害義援金・海外救援金募集のお願いにつきましては、多くの皆さんから温かいご支援をお寄せいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社鶴ヶ島市地区での受付状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)は、次のとおりです。

無指定海外救援金	2000円
ウクライナ人道危機救援金	2万1131円
災害義援金や海外救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じて被災地に送金され、被災地域の復旧・復興活動に役立てられています。	

令和3年8月大雨災害義援金	3122円
令和3年長野県茅野市土石流災害義援金	4493円
中東人道危機救援金	2000円
バングラデシュ南部避難民救援金	2000円
アフガニスタン人道危機救援金	2609円
トンガ大洋州噴火津波救援金	2684円

特別職の人事について

問合せ 人事課人事担当



副市長
新井順一さん(4月1日付け再任)

監査委員
3月31日付けで内野睦巳さんが退任し、瀧嶋邦夫さんが4月1日付けで選任されました。

固定資産評価審査委員会委員
戸口千章さん(3月15日付け再任)

鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想をつくります

問合先 政策推進課政策担当



詳細はこちら

鶴ヶ島市と(株)関水金属は、「鶴ヶ丘児童公園」と「同社工場敷地内の緑地」を一体的に再整備し、地域に開かれた新しい公園として、令和6年度にリニューアルオープンする予定です。

これを機に、鶴ヶ島駅西口から鶴ヶ丘児童公園までのエリアを中心とした『まちづくり構想』を策定し、路面整備や地域経済の活性化などのまちづくりを進めます。

事業の概要などは、市ホームページからご覧ください。

意見・提案をお寄せください

まちづくり構想の策定に当たり、皆さんの意見・提案を募集します。

意見・提案の内容は、どのようなことでも構いません。(例)「10年後にこういう地域になって欲しい」という将来像・イメージ、まちづくりに対する意見・要望・提案、今の鶴ヶ島駅周辺地区の課題、これからのまちづくりの課題など

提出方法

①パソコン・スマートフォンからの電子申請②メール(☑) 10200010@city.tsurugashi.ma.jp)③ファクシミリ④ 郵送(〒350-2292住所不要)

※ 件名に「鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想について」と記載してください(様式自由)



電子申請はこちら

都市計画に関する説明会を開催します

問合先 都市計画課都市計画担当

鶴ヶ島市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)への意見を募集します

問合先 情報推進課情報推進担当

市では、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくための計画「鶴ヶ島市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)」について、市民コメント制度による意見を募集します。

募集期間
5月16日(月)まで

提出方法
住所、氏名、連絡先(電話番号)またはメールアドレス(、意見を記入し、メール(☑) 10200040@city.tsurugashi.ma.jp)へ 郵送(〒350-

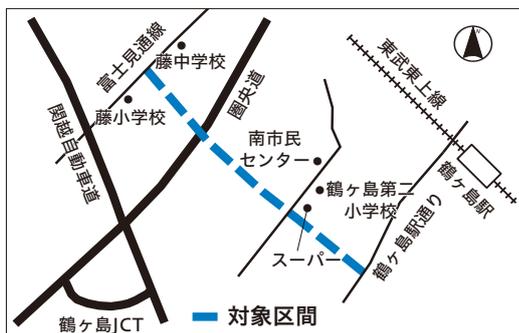
都市計画道路の変更に関する説明会を開催します

日時 5月29日(日) 第1回13時30分、第2回16時

※ 第1回、第2回ともに同じ内容を説明します

場所 南市民センター

内容 共栄鶴ヶ丘線一部区間の道路幅員の縮小など



2292住所不要)、ファクシミリ(☑)271-4280)または、情報推進課へ直接持参してください。

計画(案)閲覧方法
市ホームページ、市役所情報公開コーナー、各市民センター、若葉駅前出張所で閲覧できます。

配当所得などの課税方式の 選択について

問合先 税務課市民税担当

上場株式などの配当所得や譲渡所得については、所得税とは異なる課税方式を選択することができます。異なる課税方式を選択する場合は、個人住民税の納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書と別紙「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に関する課税方式の選択申出書」を提出していただきます。

※ 確定申告書に配当所得などのすべてを申告不要と記載した場合は提出不要です
なお、申告書などは市ホームページからダウンロードできます。また、令和4年度の個人住民税の納税通知書の発送予定日は、次のとおりです。
○給与所得者(給与から個人住民税が天引き(特別徴収)される方) 5月13日(金)
○それ以外の方 6月10日(金)

電子マネー決済がスタートします

問合先 収納課納税管理担当

5月2日(月)から、市税などが電子マネーアプリで納付できようになります。手元に現金がなくても、専用の電子マネーアプリをダウンロードしたスマートフォンやタブレット端末、バーコードが印字された納付書があれば、いつでもどこでも納付が可能になります。

対象税目

- ・市・県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税(普通徴収)



対応電子マネーアプリ
詳しい利用方法については、各サービスの公式サイト、市ホームページをご覧ください。

軽自動車税(種別割)の減免のお知らせ

問合先 税務課市民税担当

障害のある方(以下「障害者」という)などが所有する車両について、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます(障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限る)。

減免の対象となる軽自動車

- ① 障害者、戦傷病者が所有する軽自動車で自らが運転するもの
- ② 障害者が所有する軽自動車(障害者と生計をともにする方が所有する軽自動車を含む)で、その方の通院、通学、通勤または仕事のためにその方と生計をともにする方が運転するもの
- ③ 障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車で、その方を常時介護する方が運転するもの
- ④ 軽自動車の構造が、障害者が利用するためのものであるもの

※ ①～③に当てはまる場合でも障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります。減免対象となる障害区分などについては、お問い合わせください。また、①～③

については自動車検査証または、軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます
※ 昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納税後の減免はできません

申請に必要な書類など

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など
- 運転免許証(減免を受けようとする車両を運転する者)
- 自動車検査証または軽自動車届出済証
- 納税通知書
- 納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

※ 障害者と住所が異なる運転者が、同一生計または常時介護している場合には、現況書が必要となります

申請期限 5月24日(火)

郵送による申請も受け付けています。申請用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

障害者団体などの自発的活動を応援します

問合せ 障害者福祉課障害者福祉担当

対象
市内に事務所があり、構成員が5人以上の障害者団体、障害者支援団体

①障害のある方を支援するための自発的活動を行う、障害者団体または障害者支援団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します(補助上限額あり)。
②ペアレントトレーニング講座を実施する障害者支援団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します(補助上限額あり)。



申込方法
5月31日(火)までに、障害者福祉課障害者福祉担当へ直接(申請書は障害者福祉課窓口で配布。市ホームページからダウンロードできます)

固定資産税、軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します

問合せ 税務課資産税担当、市民税担当

名称	対象者	問合せ先
固定資産税・都市計画税納税通知書	令和4年1月1日現在、鶴ヶ島市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方	税務課資産税担当
軽自動車税(種別割)納税通知書	ただし、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額(土地/30万円、家屋/20万円、償却資産/150万円)に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は発送しません 令和4年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方	税務課市民税担当

5月1日付けで納税通知書を発送します。納税通知書が5月中旬までに届かないときは、ご連絡をお願いします。

日本赤十字社会員増強運動にご協力をお願いします

問合せ 日本赤十字社鶴ヶ島市地区(福祉政策課福祉政策・地域福祉担当)

人道 人間のいのち、健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める

日本赤十字社の基本原則

日本赤十字社は、次の7つの原則によって活動しています。

- 1 災害救助活動
- 2 講習普及活動
- 3 赤十字ボランティアの養成事業
- 4 国際救援活動
- 5 救急医療活動や看護師養成事業
- 6 安全な血液製剤の安定供給のための血液事業
- 7 社会福祉事業
- 8 赤十字会員の加入促進事業や赤十字事業の広報活動

日本赤十字社は、日本赤十字法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。
日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動にご賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。
本年も、日本赤十字社の活動資金募集について、各自治会に協力を依頼しています。つきましては、自治会役員の方が各世帯を訪問しますので、その際には、赤十字事業の一層の充実、発展という趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。また、自治会に未加入で、赤十字活動に賛同いただける方は、直接、福祉政策課に連絡をお願いします。

- 公平** 差別をせず、最も助けが必要な人を優先する
- 中立** 全ての人の信頼を得て活動するため、一切の争いに加わらない
- 独立** 国などの人道活動に協力するが、自主性を保つ
- 奉仕** 利益を求めず、人を救うため、自発的に行動する
- 単一** 国内唯一の赤十字社として、全ての人に開かれた活動を進める
- 世界性** 世界の赤十字ネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動する

災害対策を万全に

問合せ先 危機管理課防災危機管理担当

自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主的に防災・減災活動に取り組む地域組織です。

市では、現在、市内80自治会のうち、41の自治会で設立されています。

なぜ自主防災組織が必要か

大規模な災害が発生した場合、救助などの要請が殺到することが予想され、市や消防などの防災関係機関の対応が行き渡らない可能性があります。そのため、地域が結束して普段から地域のために救出救護や避難所運営などの防災・減災活動を行うことで、災害時に地域の被害を抑えることが極めて重要です。

また、平常時も地域で防災備蓄物の整備などを行うとともに、防災訓練や救命講習を実施することで、防災知識を深め災害時に備えることができます。

ご相談ください

市では自主防災組織の設立を検討されている自治会向けに講座の開催や相談を受け付

けています。自主防災組織を設立したいけれど何をしたらいいかわからないなど、お悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により講座を開催できない場合がありますのでご了承ください。

補助金を交付します

市では自主防災組織を設立した場合、その活動に必要な防災資機材などの整備に対し、1回に限り補助金を交付しています。

・補助額 基準額と加算額を足した額を限度として、対象経費の3分の2以内の額を補助

・基準額 5万円

・加算額 150世帯から1世帯増えるごとに100円を加算



詳細はこちら

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合せ先 危機管理課防災危機管理担当

市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）を設置しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、国の主導によりJアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。

放送日時 5月18日(水)11時頃
放送内容 「(チャイム音)これは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)」
※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

— 防災行政無線の放送内容と確認方法について —

市では、58か所に防災行政無線のスピーカーを設置しています。防災行政無線は、災害時などに市民の皆さんへ広く周知が必要な情報を伝える設備です。放送内容が聞き取りづらい方のために、情報提供サービスを実施していますので、登録・確認をお願いします。

■つるがしまメールマガジン

登録したメールアドレスあてに防災行政無線の放送内容を配信するサービスです。配信項目で「防災行政無線メール」を選択すると放送と同時にメールが配信され、防災行政無線の内容をスマートフォンなどの携帯電話で確認することができます。



詳細はこちら

■防災行政無線テレホンサービス

電話をかけることで、防災行政無線の放送内容を自動音声で確認することができるサービスです。 ☎0800・800・6378(無料) 050で始まるIP電話をお使いの方は以下の番号からお願いします。 ☎271・1717(有料)

■市ホームページ・市ツイッター

防災行政無線の放送と同時に放送内容を文字により確認することができます。



市HPはこちら



ツイッターはこちら

光化学スモッグにご注意ください

問合せ 生活環境課環境保全担当

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設や市内の金融機関に看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県のホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください(鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます)。

光化学スモッグとは

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物に、大量の紫外線があたることにより発生するものです。目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

注意報が発令されたら

- ・屋外での激しい運動は避ける
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る
- ・自動車の使用を控える
- ・乳幼児、高齢者、病弱な方は、健康な成人よりも被害を受けやすいので特に注意する

埼玉県内の光化学スモッグ注意報発令日数(令和3年)



光化学スモッグが発生しやすい気象条件

- 天気** 晴れまたは薄曇り
- 風向き** 朝方に北寄りの弱い風が吹き、日中南寄りの風になる
- 風速** 日中の平均風速が秒速4メートル以下
- 気温** 日中最高気温が25℃以上

九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

問合せ 生活環境課交通安全・防犯担当

埼玉県をはじめ、九都県市では、自転車マナー向上のための強化月間を実施しています。

健康意識の高まりなどから自転車の利用者が増加していますが、自転車利用者の交通事故や交通ルール違反など交通マナーが問題となっており、特に埼玉県は全国でも自転車の保有率が非常に高く、多くの方が自転車を利用しています。

自転車は車の仲間であることを決して忘れず、ルールを守って利用しましょう。

飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止されています。酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行う恐れがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

信号や一時停止を守る

信号や一時停止は必ず守りましょう。自動車を運転しているときは交通ルールを守っているにも関わらず、自転車に乗った途端、自動車が通っていないからいいやと自由に

横断してしまう人や、一時停止で止まらない人は決して珍しくありません。

信号機や標識がなくても、交差点では、安全のため速度を落とし、左右をよく見て、通行しましょう。

夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、ライトを点灯しなければなりません。ライトをつけるのは、自分が進む道だけを照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。暗くなると、自転車から車のライトが見えても、ドライバーからは自転車がよく見えないことがあります。自分の存在をドライバーからいち早く認識してもらうことが交通事故防止になります。

運動期間

5月1日(日)～31日(火)

埼玉県重点

- ・自転車乗車時のヘルメットの着用促進

生ごみ処理器キエー口を販売します

問合せ 生活環境課環境推進担当

生ごみ処理器キエー口を販売します

自宅から排出される生ごみを減量し、環境保全意識の向上を図ることを目的として、国産木材の西川材で製作した生ごみ処理器キエー口の販売を行います。

※ キエー口の製作費用には、森林環境譲与税を活用しています

キエー口とは

箱型の生ごみ処理器で、サイズは高さ70cm×幅90cm×奥行50cm程度。箱の中に黒土(各家庭でご用意ください)を入れて使うという、光熱費のからないとてもエコロジーな仕組みです。使い方は、黒土に穴を掘って、刻んだ生ごみと水を混ぜて埋めるだけ。黒土の中のバクテリアが生ごみを分解してくれます。一つのキエー口に、4〜5か所穴を掘ることができ、生ごみの種類にもよりますが、夏場なら1週間ほどで分解されます。正しく使えば臭いや虫の発生もほとんどなく、生ごみを処理することができます。キエー口を使って、生ごみを自宅

で処理するエコライフを送りませんか。

購入方法

販売基数 30基(申込順)

対象 市税を完納している市内在住の方で、キエー口を良好な状態で維持管理できる方

金額 4000円

受渡方法 購入希望の方は窓口で申請書を記入しお申込み

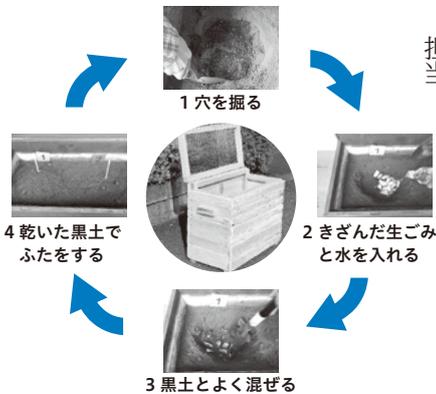
ください。後日、お電話で受渡日調整の上、窓口にて代金と引き換えにキエー口をお渡します。

※ 申込みから受渡しには1〜2か月ほどかかる場合があります

※ お持ち帰りが困難な方は、事前にご相談ください

受付開始 5月6日(金)〜

問合せ 生活環境課環境推進担当



公共下水道へ接続しましょう ~下水道が使用できる区域の方は早期の接続をお願いします~

問合せ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務課 ☎288・3361

下水道への接続にご協力ください

下水道は、台所、トイレなどから出る汚水を衛生的に処理し、住環境を良好にする施設です。しかし、せっかく整備した下水道も、各世帯が接続しなければ生活環境の改善・水質の保全という効果が発揮されません。下水道法では、下水道が使用できるようになったら、浄化槽は速やかに下水道へ接続すること、くみ取りトイレは3年以内に水洗化することが義務付けられています。

未接続世帯には、職員が普及活動に伺います

当組合職員が戸別訪問での普及活動を実施しています。早期の下水道接続にご協力をお願いします。

下水道への接続は、指定工事店で

下水道への接続は、当組合の指定を受けた「坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店」でないとい工事ができませんのでご注意ください。

水洗便所改造資金 貸付金制度があります

新築や建替え以外の下水道への接続工事で、上限40万円を無利子で貸し付けする制度があります。詳細はお問い合わせください。

雨どいは、汚水管へつなぐことができます

汚水と雨水は別々に処理を
市の下水道は汚水と雨水を別々に処理しており、一緒に流すことはできません。雨水を汚水管に流すと、大雨のときは、道路上のマンホールや、宅地内の汚水ますから汚水があふれてしまう恐れがあります。また、下水処理場で汚水を処理しきれず、川や海の水質を悪化させてしまう恐れがあります。

確認しましょう

宅地内の雨水(雨どいなど)が汚水管に流れていないか確認しましょう。現在、誤って雨水を流している方は、雨水を流さないよう改善をお願いします。

「消防団応援の店」の登録店を随時募集中です

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部
管理課 ☎281・3120

埼玉県では、地域の安心・安全を守る消防団を地域で応援するという趣旨に賛同し、消防団応援の店にご登録いただける事業所や店舗を随時募集しています（登録無料）。

制度の仕組み
消防団員や家族が消防団員カードの提示などをした際に、割引などのサービスを提供していただきます。



詳細はこちら
(埼玉県HP)

- 登録の方法**
- 1 優遇サービスを検討する
 - 2 申請書に必要事項を記載して埼玉県危機管理防災部消防課へ提出する
 - 3 登録証（ステッカー）が届く

高規格救急自動車2台を配備しました

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部警防課 ☎281・3119

全国的に新型コロナウイルス感染症が広がり、救急車の重要性はとて高くなっています。



坂戸・鶴ヶ島消防組合では、坂戸消防署東分署と鶴ヶ島消防署の高規格救急自動車を更新配備しました。



鶴ヶ島
救急1号車



東救急1号車

左からさかぼう、つるぼう

るため、有効に活用し、市民の皆さんの安心・安全を守っていきます。

また、更新した救急車には組合のイメージキャラクター「さかぼう・つるぼう」が描かれています。

防火管理資格取得(新規)講習会

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

消防法施行令に基づく、防火管理資格(甲種)を取得する講習会を行います。

多数の人が利用する事業所では、防火管理者の資格を有する人の中から防火管理者を定め、消防本部に届出をする必要があります。

資格者がいない事業所は必ず受講し、防火管理者を選任してください。

日時 6月9日(木)・10日(金)
8時30分～16時30分

場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部(坂戸市鎌倉町16-16)

※ 駐車場の用意はありません

対象 鶴ヶ島市、坂戸市内在住または在勤で、各事業所において管理監督的な地位にある方

定員 30人程度(申込順)

費用 3750円

申込み 5月25日(水)8時30分から16時までに消防本部予防課へ電話

防火管理者を選任すべき防火対象物	選任すべき防火管理者	
	甲種	甲種または乙種
老人短期入所施設、養護老人ホームなどで収容人員が10人以上	延べ面積に関係なく全て	—
飲食店、マーケット、保育園、幼稚園、病院、老人デイサービスセンターなどで収容人員が30人以上	延べ面積300㎡以上	延べ面積300㎡未満
共同住宅、学校、図書館、工場、倉庫、事務所などで収容人員が50人以上	延べ面積500㎡以上	延べ面積500㎡未満